

令和5年4月1日

事業者の皆様へのお知らせ

請求書等の押印省略と電子メールでの提出について

令和5年4月1日から当公社へ提出いただく下記書類について、代表者印の省略と電子メールによる提出ができるようになります。

記

1 押印を省略できる書類（以下（1）～（4）を合わせて「請求書等」といいます。）

- （1）見積書
- （2）納品書
- （3）完了届
- （4）請求書

2 押印を省略する場合

押印を省略する場合は、請求書等に住所、商号（名称）、代表者職氏名及び連絡先に加え、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

（記載例を参照してください。）

- ・本件責任者…代表取締役等の社内において権限のある者、又は支店長、営業所長、部長等の権限の委任を受けた役職員とします。
- ・本件担当者…本件に関する事務を担当する者とします。
本件責任者と同一人物でも可とします。

※内容等の確認のため、記載いただいた連絡先には必要に応じて当公社の担当者から連絡する場合があります。

3 電子メールで送付する場合

本件責任者が担当者を記載した場合は、当公社の担当者等への電子メールでの提出が可能です。（PDF形式としてください。）

4 適用年月日

令和5年4月1日以降に提出いただく請求書等から対象となります。

5 その他

今までどおり代表者印を押印した請求書等でも受理します。

代表者印を押印した場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※本件責任者及び担当者の記載がないものは、電子メールでの提出はできません。

【お問い合わせ先】 書類を提出する各施設 又は総務課（電話 024-947-1602）